

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）（抄）

改正案	現行
<p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令</p> <p>（窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域）</p> <p>第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の政令で定める地域は、別表第一に掲げるとおりとする。</p> <p>（窒素酸化物総量削減計画）</p> <p>第二条 法第七条第一項の窒素酸化物総量削減計画（以下この条において「窒素酸化物総量削減計画」という。）は、平成二十三年三月までに二酸化窒素に係る大気環境基準がおおむね確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標量及び窒素酸化物総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。</p> <p>2 窒素酸化物総量削減計画は、地域の实情に応じて、法第十二条第一項の特定自動車排出基準に係る施策とその他の必要な施策とを効果的に組み合わせることにより、総合的に実施されるように定めるものとする。</p>	<p>自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令</p> <p>（特定地域）</p> <p>第一条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項の政令で定める地域は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>（総量削減計画）</p> <p>第二条 法第七条第一項の総量削減計画（以下この条において「総量削減計画」という。）は、平成十三年三月までに二酸化窒素に係る大気環境基準がおおむね確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標量及び総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。</p> <p>2 総量削減計画は、地域の实情に応じて、法第十条第一項の特定自動車排出基準に係る施策とその他の必要な施策とを効果的に組み合わせることにより、総合的に実施されるように定めるものとする。</p>

3 窒素酸化物総量削減計画は、自動車の種別ごとの自動車排出窒素酸化物及び自動車以外の窒素酸化物発生源における窒素酸化物の排出状況並びにこれらの見通しその他二酸化窒素に係る大気環境基準の確保に必要な事項について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

(粒子状物質総量削減計画)

第三条 法第九条第一項の粒子状物質総量削減計画(以下この条において「粒子状物質総量削減計画」という。)は、平成二十三年三月までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準がおおむね確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。

2 粒子状物質総量削減計画は、自動車の種別ごとの自動車排出粒子状物質及び自動車以外の粒子状物質発生源における粒子状物質の排出状況並びに原因物質(法第九条第二項に規定する原因物質をいう。)(の排出状況並びにこれらの見通しその他浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保に關し必要な事項について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

(指定自動車)

第四条 法第十二条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げるとお

3 総量削減計画は、自動車の種別ごとの自動車排出窒素酸化物及び自動車以外の窒素酸化物発生源における窒素酸化物の排出の状況並びにこれらの見通しその他二酸化窒素に係る大気環境基準の確保に關し必要な事項について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

(指定自動車)

第三条 法第十条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げるとおり

りとする。

一〇五（略）

（経過措置）

第五条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、自動車が特定自動車（法第十二条第一項の特定自動車をいう。以下同じ。）に該当することとなった日から、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（別表第二の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる車齢に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査を受ける日の前日までとする。

別表第一（第一条関係）

一 埼玉県の区域のうち、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三

とする。

一〇五（略）

（経過措置）

第四条 法第十一条第一項の政令で定める期間は、自動車が特定自動車（法第十条第一項の特定自動車をいう。以下同じ。）に該当することとなった日から、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（別表第二の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる車齢に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査を受ける日の前日までとする。

別表第一（第一条関係）

一 埼玉県の区域のうち、川越市、熊谷市、川口市、浦和市、大宮市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福

郷市、・田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、さいたま市、北足立郡、人間郡大井町、同郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、児玉郡上里町、大里郡大里村、同郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町、北埼玉郡騎西町、同郡南河原村、同郡川里町、南埼玉郡及び北・飾郡の区域

二 千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市及び東・飾郡の区域

三 東京都の区域のうち、特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町の区域

四 神奈川県の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、・子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡中井町、同郡大井町、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町の区域

五 愛知県の区域のうち、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市

岡市、三郷市、・田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、北足立郡、人間郡大井町、同郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、大里郡大里村、北埼玉郡騎西町、同郡川里村、南埼玉郡及び北・飾郡の区域

二 千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、東・飾郡及び印旛郡白井町の区域

三 東京都の区域のうち、特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、秋川市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町の区域

四 神奈川県の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、・子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡中井町、同郡大井町、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町の区域

、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛鳥村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町の区域

六 三重県の区域のうち、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、同郡木曾岬町、三重郡桶町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域

七 大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町の区域

八 兵庫県の区域のうち、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、・屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町の区域

五 大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町の区域

六 兵庫県の区域のうち、神戸市、尼崎市、西宮市、・屋市、伊丹市、宝塚市及び川西市の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十三年十一月一日における行政区画によって表示されたものとする。

別表第二（第五条関係）

備考 この表に掲げる区域は、平成四年十一月一日における行政区画によって表示されたものとする。

別表第二（第四条関係）

改正案	現行
<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の施行に関すること。</p> <p>二十五～三十二（略）</p> <p>（環境政策課の所掌事務）</p> <p>第六十四条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の施行に関すること。</p> <p>九・十（略）</p>	<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の施行に関すること。</p> <p>二十五～三十二（略）</p> <p>（環境政策課の所掌事務）</p> <p>第六十四条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の施行に関すること。</p> <p>九・十（略）</p>